

# 万葉集の編纂原理

中西進

一、序

三、各様式の資料性

二、題詞様式の区別

四、結

一、序

現在の万葉集が、たとえば後の勅撰集のごとき、ある一時期の成立であろうとは、誰も信じていない。しかし、この点においてわれわれは等しく一致した見解を持ちながら、しからばどのように成立していったかという細部においては、厳密にはおよそ何も解っていない。もちろん、徳田浄氏の詳細な研究は高く評価すべきであり、幾つかの部分的発言には傾聴すべきものがあるが、われわれの持っている多くの成立論は、ごく大局的な鳥瞰によって、破綻のない説明を示すというに止まっている憾みがある。万葉集の成立は、その過程をもっと綿密に辿り、

部分を全体に集合せしめるのでなければ、正確に把握し難いであろう。官位呼称を取り上げた徳田氏の方法はその有効な一つであったが、万葉集がどのように資料を用い、どのように形成されていったかを考える為の一つの原理を、以下述べてみたい。

## 二、題詞様式の区別

万葉集を見るわれわれにとって、もっとも奇異を感じさせるものの一つとして、題詞の書式の雑多さがある。たとえば巻頭においても

天皇御製歌（一）

天皇登香具山望国之時御製歌（二）

天皇遊獵内野之時中皇命使間人連老猷歌（三）

幸讚岐国安益郡之時軍王見山作歌（五）

額田王歌（七）

の如くである。これらは歌の内容によって雑多にならざるを得ないのでは、必ずしもない。一体に万葉集そのものも雑多さをもつのであるが、その事と性質を等しくするようなこの雑多さは、その故に一層重要に考えられる。何故に、こうした題詞が雑然と交錯して集中に繰返されるのか、それを問う事は万葉集そのものの性質を問う事にならう。私の論はここから出発する。そして、ここに帰る。

つまり、題詞の相違がそれぞれの歌の内容・性質にとって必ずしも異様式に記さざるを得ない必然性のないものだとすれば、私はこの必然性のない相違の理由を、各歌の原資料の相違に基づくものだと考える。各題詞様式別に、元来は別個の資料であり、その資料性を露呈するのが、この題詞の異様式ではないか。本稿の目的はこの一事を立証するにある。

いうまでもなく万葉集は一つの編纂物である。編纂されたものの中に資料を求めるのだとすれば、本来はむしろ編纂の粗漏につけ込む性質のものであり、はからずも編纂の枠から逸したものを拾う事である。したがって整然たる編纂によって既に資料性が消滅した題詞も多く、私の作業を拒絶する部分もある。この中からなお測り得る原形を追わねばならないのである。

また題詞を問題とする以上、巻七・十・十一・十二・十三・十四の六巻の編纂をこれによって探る事は出来ない。そしてまたほとんど資料のまま残されている巻々は、当然この作業の必要をもたないか、必要の少ないものとなる。巻五・九・十・十五および巻十七以下の四巻、計七巻がそれか、あるいはそれに近い。巻十六は特殊な巻である。一般法則を求めようとする今、これは適当ではない。したがってこれらを除いた残りの巻一・二・三・四・六・八の六巻を対象とすることとなる。

また長い年月や広い範囲に亘って断片的な歌が集められている場合、これを資料別に区別しても断片的な元通りの歌々に断片的な資料別が示されるという事になる。これはさ程面白くない。たとえば十首の歌が十の資料から成立している場合は、この十首の一連は編纂物であると同時に十資料別の連なりでもある。これに反して十首の歌が三資料の組合せによって出来上っている場合、この資料別に区別する作業は、その作業の当否を有力に

物語ってくれる。私の庶幾する所からは勢い後者の場合を、より多く用いるのでなければ、基本的原理を説き明かす事には、ならないであろう。

以上三つの点が私に課せられた条件であるが、条件を最初に掲げた上で、さて、万葉集の題詞に現われる要素は、ごくおおまかにいつて次の四つを連ね記す事になる。

a 作者、b 日時、c 場所、d 事情(作)歌

最も完備した題詞の型はこの四つを備えるもので、最も不備な題詞の型は単に「歌」とのみ記す、四つとも欠くもの(実際には存在しない)となる。万葉集の題詞はこの内から何れかを欠く事によって雑多になる。試みにこれを数えれば、この場合数は十六通りで、四者を欠く場合を捨てれば十五通りが出来る。さらにこの四要素の順序を顛倒するものが当然出て来るはずで、順序をすべて区別すればこの場合数は十五通りに四の階乗二十四を乗じた数、三百六十通りを生ずる事となる。全く愚直に言えば題詞様式の区別とはこの三百六十通りの区別をなすことになるが、実際の状況としてこれ程の区別を万葉集がしていない事と、ここでは一般原理の証明を目ざすものである事と、実際問題に当って処理する事のほうが著しく有効である事との三つから、むしろこの正確な区別は正しくない。そこで今はごく基本的な要素であるb以下を記すか記さないかに大きな区別点を求めて、おおまかな四通りに記号的区別をしておこう。

まず第一に

A 作者名・(作)・歌

という様式が一つある。先掲一番・七番歌などがそれであるが、

大納言大伴卿歌一首(3二九九)

の如きも、官職名を伴うが同型である。この歌数の書式を欠くのは巻一のみの特例であるから、今は問題としない。また

当麻真人麿妻作歌(1四三)

の如きは単なる「――歌」という型に「作」を挿むもので、厳密には別様式であろう。これをも區別すれば先の総場合数は七百二十通りとなるが、これ又煩瑣を避けて基本的には一つに纏めておく。先の「御製」もこれに準ずる。この様式Aは、もつとも簡単な題詞である。

つぎに

B 作者名・作歌事情(b・c・d) (作) 歌

というのがある。つまりAがaのみであるのに対しb・c・dを何らかの形で記すものである。したがってこの内容も複雑で、

志貴皇子懽御歌一首(8一四一八)

の如く「題」的なものをのみ記す簡単なものから、長々と年次を述べるものに至るまで種々である。先の五番歌の如く作者名と上下するものもあり、

高市古人感傷近江旧堵作歌(1三三)

の如く「作」を挿むもののある事もAと同じである。これら作歌事情を記したものを區別する事は実ははじょうに有効な鍵であるし、以下にも事に当ってそれをなすが、基本的にはこれを一括してB様式と呼んでおきたい。

この様式は四つの中でもっとも備わった題詞である。

つきに

C 作歌事情 (b・c・d) (作) 歌

という様式で、Bから作者名を落したものがある。これは多数の歌を収録する場合

梅花歌三十二首并序 (5八二五)

傷惜寧楽荒墟作歌 (6一〇四四)

とか伝誦歌

霧旅歌一首并短歌 (3三八八)

とかで、特殊な場合である。「作」の記不記はA・Bと同じである。

基本的な様式の基本はこの三者によって尽きるが、なお様式は三者と等しいものも、歌集所出の歌は、資料の区別を論じる今、他と区別する必要があるので、特にこれを

D 歌集所出歌

と考えておこう。

曆歌一首 (9一七二五)

これはA様式であるが左注「右柿本朝臣人曆之歌集出」によってAから除く。

式部大倭芳野作歌一首 (9一七三六)

これもB様式であるが、歌集所出歌の匂いを濃く認めてDと考える。

惜不登筑波山歌一首（八一四九七）

これもC様式であるが左注「右一首高橋虫麿之歌中出」によってDとする。しかしこのDは右の例を見てもわかるように、今問題の多い六巻には、実はA・BなるDは存在しない。あるものはCなるDのみで、歌集所出歌として万葉集に収録されているのであるから当然であろう。むしろ巻九歌集歌の性質の問題がA・Bにある事を示すが、問題がそれるので今は論ずまい。

以下右のこの様式に基づいて、六つの観点から、本稿冒掲の主張を証拠づけてみたい。

### 三、各様式の資料性

#### イ 散在作家の連続

万葉集の中には同一の作家が散在して登場する。これも繰り返していう万葉集の乱雑さとも考えられるが、一方年月を追って書きついでいった場合には当然同一作家が繰り返して登場する事となり必ずしも乱雑とはいわれない面もある。しかし、この場合は筆録のメモがそのまま用いられていると考えるのであって、明らかに年月を隔てている場合以外は、むしろ編纂という立前とは矛盾した考え方をとる事になる。事実、集中には全く年次上の区別を数えない歌群に、おびただしく同一作家が散在している。そして、これは一例であるが巻六「中納言安倍広庭卿歌一首」（九七五）がその二月二十二日の薨去によって、先立つ八月十七日の「四年壬申藤原宇合卿遣西海道節度使之時高橋連虫麿作歌一首并短歌」（九七一・九七二）より前に位置しなければならぬのに後にある

といったように、万葉集は年次順の単純なメモではない。すべての散在作家をメモと考えるのは、余りにも万葉集という成書を冒瀆する事にもなる。無論、私も万葉集の一部にメモの用いられている事は認める。しかし、思ったより以上に、万葉集は「編纂」されているのである。私は、万葉集における年次の配慮も認め、被編纂性も認め、その上に乱雑さを認めるべきであろうと考えるのである。

帥大伴卿歌五首（三三二—三三五）

沙彌滿誓詠綿歌一首（三三六）

山上臣憶良罷宴歌一首（三三七）

大宰帥大伴卿讚酒歌十三首（三三八—三五〇）

沙彌滿誓歌一首（三五二）

右は卷三の場合であるが、何故に旅人と満誓とは交差して現われなければならないのか。私は書きつぎのメモによる交差ではなく、年代的（あるいは時間的）配慮によって編纂されたが故に、かかる交差が現われたと考えるのである。そうした万葉集にとって自然な過程を証拠だててくれるのが、題詞様式による区別ではないか。右の第一、第五のものは先というA様式であり、第二、第三、第四はB様式である。これら二群においては作家は散在しない。この二群を組み合わせる事によって作家の散在が生じたのである。

卷一においても

幸于伊勢国時留京柿本朝巨人磨作歌（一四〇—一四二）

当麻真人磨妻作歌（四三）



石上大臣從駕作歌（四四）

輕皇子宿于安騎野時柿本朝臣人麿作歌（四五―四九）

の如く、人麿歌は分離して存在する。そして第二首と第三首は第一首の行幸時と同時のもので、ここに連ねられたものである。とすると元来は人麿歌は相接して存在し、その間に二種の資料から第二、第三首を抽出挿入したと考えられる。そしてその過程を示す如く、人麿歌は同じくA様式中「―時―作」歌と記し、第二首はA様式、第三首はB様式の「從駕」のみを記すものである。つまり題詞様式別に区別すると、原資料の倂を示し、散在作家の散在が解消して現形の出来上る状を知る事が出来るのである。

卷一の場合は作家数がそれ程多くない為に問題が一部分に留る憾みがあり、それなりに破綻を生ずる傾向も少ないと考えられる。これに対して卷八では春雑歌を取り上げれば

イ山部宿禰赤人歌四首（一四二四―一四二七）

草香山歌一首（一四二八）

桜花歌一首（一四二九・一四三〇）

イ山部宿禰赤人歌一首（一四三一）

ロ大伴坂上郎女柳歌二首（一四三二・一四三三）

大伴宿禰三林梅歌一首（一四三四）

厚見王（一四三五）

大伴宿禰村上梅歌二首（一四三六・一四三七）

大伴宿禰駿河磨歌一首（二四三八）

中臣朝臣武良自歌一首（二四三九）

河辺朝臣東人歌一首（二四四〇）

ハ大伴宿禰家持駕歌一首（二四四一）

大藏少輔丹比屋主真人歌一首（二四四二）

丹比真人乙磨歌一首（二四四三）

高田女王歌一首（二四四四）

ロ大伴坂上郎女歌一首（二四四五）

ハ大伴宿禰家持春鳩歌一首（二四四六）

ロ大伴坂上郎女歌一首（二四四七）

の如き配列を示す。ここにおいては四季の雑と相聞においてほとんど同時代歌を類纂したと思われるにもかかわらず、イ、ロ、ハの作家が散在し、坂上郎女の如きは十一首をも介在せしめている。ところがこれを題詞上で類別すると（現状に連続するものは行を改めず、他の歌群の歌が介在する場合に行を改めて記す。以下これに従う）、A様式歌は

A 山部宿禰赤人<sup>イ</sup>

山部宿禰赤人<sup>イ</sup>

厚見王

大伴宿禰駿河麿・中臣朝臣武良自・河辺朝臣東人

大藏少輔丹比屋主真人・丹比真人乙麿・高田女王・大伴坂上郎女

大伴坂上郎女

の如く、散在作家は解消する。B様式歌は

B 大伴坂上郎女(柳)・大伴宿禰三林(梅)

大伴宿禰村上(梅)

大伴宿禰家持(鶯)

大伴宿禰家持(春鳩)

の如く連なる。三林と村上の梅も連続する。この他C様式は若宮年魚麿の伝誦する「草香山歌」と「桜花歌」とで、これは現形でもそのまま挿入された形である。即ち先のイ、ロ、ハを整然と連続せしめたこの形こそ蒐集された資料としてわれわれを納得させる配列であり、この三群を組み合せる事によって現万葉の乱雑さが生じたのではないかと考える。かつ今の場合A・B・C三群に亘る作家は坂上郎女のみであり、他は悉く顔ぶれを異にし、最終を郎女でとじる歌群は赤人を含むのに対し、郎女から始まり家持でとじる歌群は悉く大伴一族の歌人である。ここにも両群が元来別個な資料であった事を示すものがあり、こうした題詞様式の区別は原資料の相違であると考える事になろう。

ロ 同一作家の非重複

右のごとく散在作家が題詞様式の区別によって連続するという事は、同時にこの原歌群内部においては同一作家が重ねては登場しないという事にもなる。たとえば先の巻八春雑歌におけるA B両群において、それぞれに坂上郎女、家持は重ねて登場する。しかしこの登場は連続したものであり、離れた位置には登場していない。現万葉において離れた位置に登場する作家は、こうした群を分つた場合には右のごとく連続をするか、一群には一回しか登場しないかの何れかになるのが原則である。先の坂上郎女の三首はAにおいては連続する。これが既に述べた前者の形であり、Bにおいては一回のみ登場し重ねて登場しない。これが後者の場合である。家持においても等しく、その歌はB群に連続する一回のみでB群には他に再登場する事はない。つまり題詞様式の区別による各群には同一作家が重複しては現われぬという結果を得るのである。

この事実はごく特殊な例外もあり、これについては後述するが、ほぼ全巻に亘って見られる現象で、たとえば巻四について見ると、笠金村の歌につづく旅人遷任を中心とする歌は次の如くである。

イ 大伴宿禰三依歌一首 (五五二)

丹生女王贈大宰帥大伴卿歌二首 (五五三・五五四)

大宰帥大伴卿贈大貳丹比県守卿遷任民部卿歌一首 (五五五)

ロ 賀茂女王贈大伴宿禰三依歌一首 (五五六)

土師宿禰水通從筑紫上京海路作歌二首 (五五七・五五八)

ハ 大宰大監大伴百代恋歌四首 (五五九―五六二)

大伴坂上郎女歌二首 (五六三・五六四)

ロ 賀茂女王歌一首 (五六五)

ハ 大宰大監大伴宿禰百代等贈賦使歌二首 (五六六・五六七)

大宰帥大伴卿被任大納言臨入京之時府官人等餞卿筑前国芦城駅家歌四首 (五六八―五七二)

大宰帥大伴卿上京之後沙彌滿誓贈卿歌二首 (五七二・五七三) 大納言大伴卿和歌二首 (五七四・五七五)

大宰帥大伴卿上京之後筑後守葛井連大成悲嘆作歌一首 (五七六)

大納言大伴卿新袍贈授津大夫高安王歌一首 (五七七)

イ 大伴宿禰三依悲別歌一首 (五七八)

余明軍与大伴宿禰家持歌二首 (五七九・五八〇)

この中には三依・賀茂女王・百代が二度ずつ登場するが、A様式のもの

A 大伴宿禰三依

大伴坂上郎女・賀茂女王

であり、B様式のものには内容的に区別をしなければ純粹な歌群に分ける事は出来ないが、当面の要求にかなりよ  
うに一括して示すと、

B 丹生女王・大宰帥大伴卿・賀茂女王・土師宿禰水通・大宰大監大伴宿禰百代・大宰大監大伴宿禰百代・府官

人等・沙彌滿誓・筑後守葛井連大成・大納言大伴卿・大伴宿禰三依・余明軍

となる。即ち先の三人は三依と賀茂女王とが両群に分かれ、百代は同群に連続して連なり、三人とも同一の歌群  
には重複して登場する事はないのである。ただ旅人はB群に二度登場し三人と異なるが、これは先のものが「大

宰相大伴卿、後のものが「大納言大伴卿」で、旅人遷任の歌群という立場からは後者を除くのが穏当である。次の三依の「悲別」を旅人とのそれとすると、ここまでを含む事になるが、武田祐吉博士の全註釈などは「地方官などになって、わが家を離れるような事があつた時に詠んだ歌」とされ（沢瀉久孝博士注釈などは旅人との悲別とされる）、かりに旅人とのそれであるとしても、同じく巻四の後に「大伴宿禰三依悲別歌一首」（六九〇）があつて、全く等しいところから見ると、この歌と一連をなす資料からここに挿入された疑いが濃い。したがつて遷任をめぐる歌群の純粹なB群は五六八番以下、広く大宰府関係の歌は五四九番以下五七六番までと考えるべきである。この点から旅人の重複は問題とならない。

このようにB群は詳しくは更に分類する事によって元々の資料を探る性質のものであるが、A群とははっきり異なり、万葉集編纂に先立ついづれかの段階においてはこの形で資料であつた時が存在するのである。

もう一つ、これは当面の問題のみにかかわるものではないが、巻二から例をあげて見よう。相聞、藤原宮標下の冒頭は

大津皇子竊下於伊勢神宮上来時大伯皇女御作歌二首（一〇五・一〇六）

大津皇子贈石川郎女御歌一首（一〇七）石川郎女奉和歌一首（一〇八）

大津皇子竊婚石川女郎時津守連通占露其事皇子御作歌一首（一〇九）

日並皇子尊贈賜石川女郎御歌一首（一一〇）

幸于吉野宮時弓削皇子贈与額田王歌一首（一一一）額田王奉和歌一首（一一二）

從吉野折取蘿生松柯遣時額田王奉入歌一首（一一三）

但馬皇女在高市皇子宮時思穂積皇子御作歌一首（一一四）

勅穂積皇子遣近江志賀山寺時但馬皇女御作歌一首（一一五）

但馬皇女在高市皇子宮時竊接穂積皇子事既形而後御作歌一首（一一六）

の如く配列されている。この配列は同一作家の散在もなく、大津と大伯、大津と石川郎女、草壁と郎女、弓削と額田王、但馬皇女と穂積という順できわめて有機的に、既に見事に連ねられているが、これらと同じBながらB<sub>1</sub>「——時——作歌」の形とB<sub>2</sub>「——贈——歌」の形とB<sub>3</sub>「——時——贈（与・奉入）歌」の形とに区別すると、多少煩雑ではあるが

B<sub>1</sub>大津皇子竊下於伊勢神宮上来時大伯皇女御作歌二首

大津皇子竊婚石川女郎時津守連通占露其事皇子御作歌一首

但馬皇女在高市皇子宮時思穂積皇子御作歌一首

勅穂積皇子遣近江志賀山寺時但馬皇女御作歌一首

但馬皇女在高市皇子宮時竊接穂積皇子事既形而後御作歌一首

B<sub>2</sub>大津皇子贈石川郎女御歌一首 石川郎女奉和歌一首

日並皇子尊贈賜石川女郎御歌一首

B<sub>3</sub>幸于吉野宮時弓削皇子贈与額田王歌一首 額田王奉和歌一首

從吉野折取蘿生松柯遣時額田王奉入歌一首

となる。これによれば「竊」という主情的な表現をもつ題詞はB<sub>1</sub>に集り、これは大津関係と但馬皇女との歌々で

あり、B<sub>2</sub>は石川郎女(女郎)に対する大津と草壁との贈歌で、B<sub>3</sub>は弓削と題田王との贈答歌である(石川郎女と石川女郎とは同一人とする説に従う。また一四番歌は「作」を記す金沢本をとる。これを落した形は類例がなく、この区別によって正しい本文を検し得る一例である)。この集合によって題詞区別が類同歌を呼び合う状が知られるが、更にこれにつづく題詞は

A 舍人皇子御歌一首(一一七) 舍人娘子奉和歌一首(一一八)

B<sub>4</sub> 弓削皇子思紀皇女御歌四首(一一九—一二二)

B<sub>5</sub> 三方沙彌娶園臣生羽之女未經幾時臥病作歌三首(一二三—一二五)

B<sub>2</sub> 石川女郎贈。大伴宿禰田主歌。一首(一二六) 大伴宿禰田主報贈歌一首(一二七) 同石川女郎更贈大伴田主中郎歌一首(一二八)

B<sub>2</sub> 大津皇子宮侍石川女郎贈。大伴宿禰宿奈麿歌一首(一二九)

の如くで、先のものとは照合すると再登場の弓削皇子は先と異なり、同じ石川女郎はBで等しく、従って先の歌に接して大津、草壁、田主、宿奈麿との女郎の贈答歌を集めたものがB<sub>2</sub>であることがわかる。つまり同一作家の連続・非重複を認める事が出来るのである。なおこの歌群は挽歌部ともほぼ等しく、

大津皇子薨之後。大来皇女從伊勢齋宮上京之時。御作歌二首(二一六三・二一六四)

移葬大津皇子屍於葛城二上山之時。大来皇女哀傷御作歌二首(二一六五・二一六六)

但馬皇女薨後穗積皇子冬日雪落遙望御墓悲傷流涕御作歌一首(二一〇三)

すべてB<sub>1</sub>の形である。以上B<sub>1</sub>として纏めた歌々が一群である事はこの三人の歌が巻八に並べられている(一五二二



一五二五) 事によつても確められる。

一体にB<sub>1</sub>の題詞は詳しく、時には文学的ですらあるうとしている。これに対して全くそつけないのがB<sub>2</sub>であり、そのB<sub>2</sub>のみ下注が存し(二一〇・一二九)、一連の贈答歌をなすのみならず物語的な左注をもつもの(二二六一・二八)もあるという事は、B<sub>1</sub>とB<sub>2</sub>との性格を如実に現わしているようである。これら一群は恋物語歌の伝誦であるから当然随伴する物語がなくてはならない。するとBにはおそらくすべてに左注が付いていたであろうが、これを紛失したものが資料B<sub>2</sub>で、これに対して左注を題詞に廻した後、左注を落したのが資料B<sub>1</sub>であろう。この事件や作業が現万葉集の編纂にあつたとは考え難い(一連の配列歌の一方が紛失し、一方を題詞に廻して落す事はあり得ないので)から、右のB<sub>1</sub>B<sub>2</sub>の相違は既に万葉編纂に先立つて存したはずである。つまりこの両者は資料として別個なのである。「郎女」と「女郎」「大伯」と「大来」「大津皇子宮侍」の付記といった出来事や変化は、こうした伝誦性や、その長い放浪の故と理解したい。

こうして題詞様式の区別が資料の別を示す一つとして同一作家の非重複という事が考えられるが、この事実をもし認めれば原資料がほとんど作家別に類聚されたものだった事となる。これは一見奇異のようでもあり、またその必要性もないかに思える。事実、重複して登場する作家は後述するように皆無ではない。その中から重複する故にこそ万葉集の編纂を垣間見せているものや、重複の必然性をもつ作家を除いても、なお私に説明のつかない重複作家は存在する。しかし今問題にしている六卷すべてに亘つてそうした作家は卷三の赤人(三二四・三二五と三七二・三七三)・卷四の安倍女郎(五〇五・五〇六と五一四)・卷八の八束(二五四七と二五七〇・一五七一)のみである。奇異だという懸念を捨てて、整然たる事実を肯じるべきではないか。

## ハ 下注の偏在

次に、いわゆる下注と呼ばれるものを取り上げてみる。宴席歌などの如く多数を一括した題詞をもつ場合は作者名が左注に廻るので、下注もこの下に来る場合があるが、普通は下注が題詞の下に来て、題詞に対する注となる。つまり題詞の考察上無関係ではあり得ないのだが、この下注をもつ題詞がきわめて偏在するという現象が、集にはある。巻八において、この下注をもつものを取り出すと

(春雑歌)

尾張連歌二首(一四二二)

丹比真人乙磨歌一首(一四四三)

高田女王歌一首(一四四四)

(春相聞)

紀女郎一首(一四五二)

(夏雑歌)

藤原夫人歌一首(一四六五)

(秋雑歌)

但馬皇女御歌一首(一五一五)

(秋相聞)

丹比真人歌一首（二六〇九）

笠縫女王歌一首（二六一一）

賀茂女王歌一首（二六一三）

の九首である。これらの下注に共通する性格はすべて作者に関するといふ事で「尾張連」「丹比真人」とのみ記されたものには

名闕

と記して名を知りたくて知り得ないという気持が見られる（前者のそれは紀州本にない。校本による。以下同じ）。但馬皇女のものに対しては

一書云子部王作

と記すが、これとても作者を審にしたいという気持から出ている、他と異質ではない。女郎のものには

名曰小鹿也

とあり、より詳しく書き添えたものである（西本願寺以下五本）。この他は血縁を記すもので

屋主真人之第二子也（西以下五本）（一四四三）

高安之女也（無ない）（一四四四）

明日香清御原宮御宇天皇之夫人也字曰大原大刀自郎新田部皇子之母也（無ない）（一四六五）

六人部王之女母曰田形皇女也（西以下五本）（二六一一）紀「母」ない

長屋王之女母曰阿部朝臣也（無ない）（二六一三）

の如くである。

さて、かくの如き作者に関する下注は、現万葉集の編纂後に付けられたものとすれば、種々な題詞に付せられていて然るべきであろう。右の題詞は「名闕」の二首を除けば他の題詞に何ら劣らない作者の記し方をしてい  
るのだからである。ところが右によって知られるごとく、これらはすべてA様式の題詞である。とすればこれら  
下注は現万葉編纂以前に既に付けられていた事となり、右が他のB様式の歌と排他的に纏まって存在した事とな  
る。即ち題詞様式によって区別された一群は一纏まりの資料だった事を示すと、考えられるのである。

一体に、今問題とする六巻における下注はそれ程散漫ではない。見落しもあるかもしれないがほとんどのものが  
巻八と等しく作者に関するもので、それ以外は巻四の一部に集中して「大伴坂上郎女在佐保宅作之」（七二二）  
「大伴坂上郎女在春日里作也」（七二五）「離絶数年復会相聞往来」（七二七）とあるのみで、かつこの前二者の題詞  
は等しく「献天皇歌」である。第三は「大伴宿禰家持贈坂上家大嬢歌二首」に付けられたもので、家持のものに  
対する下注はこれ以外には存しない。

とすると先に考えた如く資料の段階における下注は家持の手からは遠く（家持を現万葉の編纂者と考え、現万葉編  
纂時以降の注とすると、家持にないのはむしろ当然となる面もあるが、そうではないという意）、かつ作者に対するものと  
して一致して来る。

そしてその作者も不思議に四方から集合しがちである。その第一集団は志貴皇子系の人々である。

海上女王奉和歌一首 志貴皇子之女也（四五三）

湯原王贈娘子歌二首 志貴皇子之子也（四六三）

紀女郎怨恨歌三首 鹿人大夫之女名曰小鹿也安貴王之妻也(4六四三)

春日王歌一首 志貴皇子之子母曰多紀皇女也(4六六九)

紀女郎贈大伴宿禰家持歌二首 女郎名曰小鹿也(4七六二)

紀女郎裏物贈友歌一首 女郎名曰小鹿也(4七八二)

榎井王後追和歌一首 志貴親王之子也(6一〇一五)

またこれと同じ立場に考えられるものが長皇子系で

高安王裏鮒贈娘子歌一首 高安王者後賜姓大原真人氏(4六二五)

があり、左注の下注であるが

右一首清江娘子進長皇子 姓氏未詳(1六九)

右一首主人門部王 後賜姓大原真人氏也(6一〇二三)

がある。この宴歌に並んで付せられた「右一首橘宿禰文成 即少卿之子也」(二〇一四)も右について記されたものと考えられる。

次に大伴一族の人々がいる。

大納言大伴卿一首 未詳 (3二九九)

石川郎女歌一首 即佐保大伴大家也 (4五一八)

大伴女郎歌一首 今城王之母也今城王後賜大原真人氏也 (4五一九)

大伴宿奈磨宿禰歌二首 佐保大納言卿之第三子也 (4五三二)

余明軍与大伴宿禰家持歌二首 明軍者大納言卿之資人也 (4五七九)

大伴宿禰稻公贈田村大嬢歌一首 大伴宿奈麿卿女也 (4五八六)

大伴宿禰千室歌一首 未詳 (4六九三)

この他石川命婦と「同居姉妹同氣之親」をなした安曇命婦の子、安倍虫麿の

十六年甲申春正月五日諸卿大夫集安倍虫麿朝臣家宴歌一首 作者未詳 (6一〇四二)

も同類であろうし、坂上郎女関係の歌群であろうと思われる中に常に登場する

豊前国娘子大宅女歌一首 未審姓氏 (4七〇九)

豊前国娘子月歌一首 娘子字曰大宅姓氏未詳也 (6九八四)

も含めて考える事が出来る。

この他は石川氏の人々が

日並皇子尊贈賜石川女郎御歌一首 女郎字曰大名児也 (2一一〇)

大津皇子宮侍石川女郎贈大伴宿禰宿奈麿歌一首 女郎字曰山田郎女也宿奈麿宿禰者大納言兼大將軍卿之第三

子也 (2二二九)

石川大夫和歌一首 名闕 (3二四七)

石川朝臣広成歌一首 後賜姓高円朝臣氏也 (4六九六)

とかたまつて登場する以外、天武皇子系の

賀茂女王贈大伴宿禰三依歌一首 故左大臣長屋王之女也 (4五五六)

天皇思酒人女王御製歌一首 女王者穗積皇子之孫女也 (4六二四)

広河女王歌二首 穗積皇子之孫女上道王之女也 (4六九四)

がやや目立ち、その他はばらばらである。「未詳」(額田王1七)・「姓氏未詳」(天智崩時婦人作歌2一五〇)・「姫名未詳」(志斐姫3二三七)「名闕」(石上卿3二八七)という姓名に関するもの、中大兄(1一三)・皇太子(1二二)に官号を記すもの、作者の異伝を記す黒人(1三三)川島皇子・憶良(1三四)のもので、人麿歌集所出を記した結松の歌(2一四六)は例外であろう。集団的なものに付した「作者未詳」は寧楽荒墟の歌にある。

右によればかかる下注歌は巻一追補に強与した志貴・長両皇子系に坂上郎女の世代以前の大伴一族を加えた人々のものが大半を占め、これと無関係と思われる巻一・巻二にもそれは入り込んでゐる事になる。石川一族がもし石川命婦によつて大伴氏に結びつくとなれば、この傾向は一層強くなる。巻四・巻六にこの傾向が強く、巻三・二・一と溯るに順つて漸次薄らいでいくという事は、まったくこの下注歌が志貴・長皇子系→大伴氏というルートによつて集積された歌群だったことを示している。この大伴氏側の受取人は坂上郎女であったか。後述のように先掲巻八のA様式の蒐集者は坂上郎女だと思われるのである。

全六巻を通して下注歌がこのような纏まりを示すという事は、題詞様式別の資料ではないが、ある段階での集合を考えさせる。つまり下注歌集団が資料性をもつという事で、そうした下注歌がA様式に限られるという事は、巻八において様式別に別資料であったという考えを、支えてくれるのである。

二 同内容歌群の集合

次に、同様な題詞区別によるとそれぞれの様式別に内容の同じ歌が集合するという現象がある。既に巻二の場合について先に触れたが、巻八のA様式歌の夏雑歌

志貴皇子御歌一首

神名備の磐瀬の社の霍公鳥毛無の岡に何時か来鳴かむ（一四六六）

弓削皇子御歌一首

霍公鳥無かる国にも行きてしかその鳴く声を聞けば苦しも（一四六七）

刀理宣令歌一首

もののふの磐瀬の社の霍公鳥今も鳴かぬか山の常陰に（一四七〇）

の三首はAの中で連続するものであるが「磐瀬の社の霍公鳥」を共通させる。そして同じく春雑歌のA

鏡王女歌一首

神名備の磐瀬の社の喚子鳥いたくな鳴きそわが恋ひまさる（一四一九）

においては「神名備の磐瀬の社の（喚子鳥）」を共通させ、同時にこの「喚子鳥」いたくな鳴きそ」は夏雑歌のA

藤原夫人歌一首

霍公鳥いたくな鳴きそ汝が声を五月の玉にあへ貫くまでに（一四六五）

と等しい。更にこの「霍公鳥いたくな鳴きそ」はAにおいて宣令以下五人を隔てた

大伴坂上郎女歌一首

霍公鳥いたくな鳴きそ独り居て寝のねらえぬに聞けば苦しも（一四八四）



と共通し、かつこの結句「聞けば苦しも」は先掲弓削皇子の結句と共通する。つまり卷八夏雜歌のAにおいては十三首の内冒頭から四首と末尾の郎女の一首との五首がはなはだ類同する歌意を示し、これに春雜歌のAの一首が類同するという結果を得、この類同はBには及ばない。ここをもつてすれば単なる題詞様式の類似ということを超えてこの一群が同一歌群なる事を示すといふべきであらう。

右は同様式歌において歌意の類同する様であったが、次に同様式というのみならず題詞の類同する面がある。

典・正・紀・朝・臣・鹿・人・至・衛・門・大・尉・大・伴・宿・禰・稻・公・跡・見・庄・作・歌・一・首（8一五四九）

Bといつても複雑な題詞であるが、同様なものとして同巻に

大伴宿禰家持至・姑坂上郎女竹田庄作歌一首（二六一九）

があり、同じ紀鹿人には卷六に

紀朝臣鹿人跡見・茂岡之松樹歌一首（6九九〇）

同鹿人至・泊瀬河辺作歌一首（九九二）

と並べられた二首がある。家持にも

大伴宿禰家持到・娘子門作歌一首（8一五九六）

という同巻歌がある他、卷四にも

大伴宿禰家持到・娘子之門作歌一首（七〇〇）

と全く同一のものがある。一方この竹田庄・跡見庄の作歌は

大伴坂上郎女跡見田庄作歌二首（8一五六〇・一五六二）

大伴坂上郎女竹田庄作歌二首（八二五九二・一五九三）

というように現われ、かつ先の家持の竹田庄の歌（二六一九）には「大伴坂上郎女和歌一首」（二六二〇）がある。卷四の冒頭近くには

田部忌寸櫛子任大宰府時作歌四首（四九二―四九五）

丹比真人笠麿下筑紫国時作歌一首并短歌（五〇九・五一〇）

という題詞が現われ、いずれも恋物語を享受する場において伝承されたものである。卷四のBにおいては「贈——歌」という形が圧倒的に多いが、それは「中臣朝臣東人贈安倍女郎歌一首」（五一五）以下に大伴一族によって占められ、冒頭部分、かりに大宰府関係歌（五四九以後）より前の部分をとると、この形は先掲東人のものの外は二種（五二二―五二四、五三七―五四二）しか存しない。かつこの二種は大伴郎女・今城王の縁によって大伴氏のもので、冒頭の他の歌とは別資料と考えられる。そこに残された歌群はA十六種、雑多なB十一種であるが、これらは恋物語的匂いの強い点で共通している。これ以後の二百四十四首が編纂過程をかなりはっきりと示すのに対してこれらが明確さを欠くのは、既に何度かに何種類かの資料によって集積された恋物語の歌群であったかからと思われる。つまり全部が一まとまりになった段階がまず考えられるのであるが、その中においてもなお、AとBとは異質である。

A<sub>1</sub>吹黄刀自・柿本朝臣人麿・柿本朝臣人麿妻・安倍女郎・駿河姪女・三方沙彌

A<sub>2</sub>草嬢・志貴皇子・阿倍女郎・大納言兼大將軍大伴卿・石川郎女・大伴女郎・大伴宿奈麿宿禰・安貴王

形は等しいAであるが冒頭から順を追って並べると右の如くなり、A<sub>2</sub>草嬢の歌以後が例の志貴系大伴資料と思わ

れ、A<sub>1</sub>はこれと別に宮廷的である。これに対しBは悉く宮廷的で宮廷を中心とした恋物語の歌々がBによって集合する事になるのである。

第三に、同一様式の中に伝承事情が類同するという傾向を見る事が出来る。卷三雑歌の最後には

C 仙柘枝歌三首（三八五—三八七）

羈旅歌一首并短歌（三八八・三八九）

というC様式の歌があり左注「右歌若宮年魚麿誦之但未審作者」によって年魚麿の伝誦によるものである事がわかるが、卷八には

C 草香山歌一首（一四二八）

桜花歌一首并短歌（一四二九・一四三〇）

があり右注「右二首若宮年魚麿誦之」によって後者の伝誦の等しい事がわかる。そして卷三には先立って（三八四）、卷八には前後に（一四二四—一四二七、一四三二）赤人の歌をもつという事は、この赤人の歌も年魚麿によって伝えられたものではなかったかと考える。草香山の歌はいうまでもない。卷十七の赤人歌（三九一五）は一四三二番歌と内容的に類似し、「随聞之時記載於茲」されたものである。これはC様式の歌が伝誦された事情を等しくしている例であるが、このように口誦されたものではなく、「献天皇歌」という形、Cを共通させる先掲の七二一と七二五・七二六とは同じ伝承によって下注が佐保・春日と作歌の場を伝えていたのではないか。

一般に宴歌はCの形をとる事になるが

右大臣橘家宴歌七首（八一五七四—一五八〇）

もその一つで、長門守巨曾倍朝臣津島・阿倍朝臣虫麿・文忌寸馬養、そしておそらく諸兄が作歌している。この宴は巻六にもとどめられ

秋八月二十日宴右大臣橘家歌四首（六一〇二四—一〇二七）

であるが、長門守巨曾倍・対島朝臣の作歌の他諸兄の和歌があり、豊島采女の歌を誦詠し、また豊島采女の誦詠した三方沙彌の歌を高橋安麿が誦詠している。誦詠歌がこれ程伝えられているというのはこの宴歌も口耳によって次々に伝えられたろう事を想像させ、この前者の伝誦は誰によったかを考えさせる。そこに参考となるのは同形の同巻の

御在西池辺肆宴歌一首（八一六五〇）

で、この左注は「右一首作者未詳但堅子阿倍朝臣虫麿伝誦之」と記される。これを手がかりにすれば先の巻八の宴歌も虫麿によって伝えられたかもしれないと思う。虫麿は巻四には二回登場する（六六五、六七二）が、いずれも坂上郎女の歌（六六六・六六七、六七三・六七四）が接続し、贈答をなす前者の左注には「郎女虫麿相見不疎相談既密聊作戯歌以為問答也」と記されるような間柄である。巻八の事情からいうと先の宴歌は虫麿から坂上郎女に伝えられた形跡が濃いのである。

いずれもCに限ったが同様式の中に伝承事情の等しいものが考えられ、この点からも同様式歌は相接近しあうのである。

#### ホ 作家群の区別

既に少しずつは触れて来た事であるが、各様式別資料であつたとしても、同じ範圍の歌を別々に蒐集したものであれば、各様式に同作家が登場するのは当然のことであろうし、事実今までもその場合に同作家は各群に分散してしまい同群には重複をしないということも述べた。しかしこれは各資料が同対象に対して蒐集される場合であり、各資料は親しい関係にあるう。それよりもつと各資料が相隔たるなら、おのずから蒐集される作家の顔ぶれも異なるに違いない。その方が一層純粹に別資料だといひ得るだろう。

そのような場合として巻六をあげよう。もつとも大きくA Bに区分して作家をあげると

A 膳王・大宰少弐石川朝臣足人・帥大伴卿・大弐小野老朝臣・豊前守宇努首男人・中納言安倍広庭卿・椽作村主益人・丹比屋主真人・高丘河内連

がAの作家で、これに対しBは更に詳しく分けねばならぬが一応重複のみを除いて掲げると

B 笠朝臣金村・車持朝臣千年・山部宿禰赤人・帥大伴卿・葛井連広成・大伴坂上郎女・娘子・高橋連虫麿・天皇(聖武)・神社老麿・山上臣憶良・安倍朝臣虫麿・豊前国娘子・湯原王・藤原八束朝臣・市原王・紀朝臣鹿人・大伴宿禰家持・海犬養宿禰岡麿・葛井連大成・忌部首黒麿・橘宿禰奈良麿・榎井王・元興寺僧・石上乙麿卿・大伴宿禰東人

の人々でこの次に福麿歌集が接する。これらによると重複するのは旅人のみで、旅人は大宰府圍の別資料によるものであるから、右のA Bは全く別個の人々の作を集めている事になる。この上に宴席歌は別とすると、このCには巻六の場合には重複があるが、赤人の一首のみである。

かかる蒐集は編纂者によって大きく左右されるもので、この点と結んで論じなければ正確ではないが、今は巻

六の中心部（大伴一族の登場する部分）ですらかかる傾向のある事のみを報告し、題詞別資料を考える上の一つの手がかりとしたい。

へ 蒐集者の顕在

最後に、様式別に考えると各様式の蒐集者・所持者の俤が浮かんで来るといふ事を述べよう。上に私は様式別にすると同一群に同一作家は重複しないといふことをいい、なおこの例外となる作家のある事を述べた。実はこの例外となる作家は非常に限られており、ならばこそこの作家たちは重大な意味をもっているといふべきである。

その作家は大きくいうと二つに分けられ、一つは前後の歌の關係によってそこに挿入されたが為に例外となる人々である。これはこの際問題にならない。そして他の一つはこのような意味すら示さない作家である。その最たるものは坂上郎女と家持とであるが、それでは彼らは他のどういふ意味をもつか、それを考えてみたい。巻八四季の相聞を通じてA様式は

春坂上郎女（一四五〇）

紀女郎（一四五二）

夏坂上郎女（一四九八）

坂上郎女（一五〇〇） 小治田広耳（一五〇二） 坂上郎女（一五〇二） 紀豊河（一五〇三） 高安（一五〇四）

秋弓削皇子（一六〇八） 丹比真人（一六〇九）

笠縫女王 (二六一) 石川賀係女郎 (二六一) 賀茂女王 (二六一)

巫部麻蘇娘子 (二六二)

冬三国真人 (二六五) 坂上郎女 (二六五)

池田広津娘子 (二六五) 大伴駿河麿 (二六六) 紀少鹿女郎 (二六六)

大伴家持 (二六六)

の如くで、坂上郎女が余りにも多く、かつ唯一つ散在 (二五〇、一五〇) する。同様相聞になる巻四も後半のA様式は

大伴三依 (五五二)

坂上郎女 (五六三・五六四) 賀茂女王 (五六五)

坂上郎女 (五八五)

佐伯赤麿 (六三〇)

湯原王 (六四二)

大伴駿河麿 (六四六) 坂上郎女 (六四七) 大伴駿河麿 (六四八) 坂上郎女 (六四九)

坂上郎女 (六五一・六五二) 大伴駿河麿 (六五三・六五五) 坂上郎女 (六五六・六六一) 市原王 (六六二) 安都年

足 (六六三) 大伴像見 (六六四) 安倍虫麿 (六六五) 坂上郎女 (六六六、六六七) 厚見王 (六六八) 春日王 (六六

九) 湯原王 (六七〇) 安倍虫麿 (六七二) 坂上郎女 (六七三・六七四) 坂上郎女 (六八三・六八九)

大伴千室 (六九三) 広河女王 (六九四・六九五) 石川広成 (六九六) 大伴像見 (六九七・六九九)

巫部麻蘇娘子(七〇三・七〇四)

豊前国娘子大宅女(七〇九) 安都扉娘子(七二〇) 丹波大女娘子(七二一・七二三)

大伴家持(七二二)

の如きで巻を閉じる。ここでも坂上郎女は余りにも現われ過ぎ、重出作家がいずれも類縁によつて登場するのに、唯一人散在する。また賀茂女王、巫部麻蘇娘子の二人は両巻に登場し、最終に家持を添える形も等しい。この点から考えるなら、右両歌群は坂上郎女を中心とするものであったとしてよいのではないか。巻四は先立って上古からの歌をもち、それにつながるものと、単独の歌群とがこの両巻であらう。

この事情は雑歌Aにおいても等しい。

春鏡王女(一四一九) 駿河采女(一四三〇) 尾張連(一四二二・一四三二) 阿倍広庭(一四二三) 山部赤人(一四二

四一・一四二七)

山部赤人(一四三二)

厚見王(一四三五)

大伴駿河麿(一四三八) 中臣武良自(一四三九) 河辺東人(一四四〇)

丹比屋主(一四四二) 丹比乙麿(一四四三) 高田女王(一四四四) 坂上郎女(一四四五)

坂上郎女(一四四七)

夏藤原夫人(一四六五) 志貴皇子(一四六六) 弓削皇子(一四六七)

刀理宣令(一四七〇) 山部赤人(一四七二) 石上豎魚(一四七二)



- 小治田広耳（二四七六）
- 大伴書持（二四八〇・一四八一）大伴清繩（二四八二）庵諸立（二四八三）坂上郎女（二四八四）
- 秋岡本天皇（二五一一）大津皇子（二五一一）穗積皇子（二五一一・一五一四）但馬皇女（二五一一）
- 長屋王（二五一一）
- 石川老夫（二五三四）藤原宇合（二五三五）縁達師（二五三六）
- 天皇（二五三九・一五四〇）大伴旅人（二五四一・一五四二）三原王（二五四三）
- 藤原八束（二五四七）
- 市原王（二五五一）
- 安貴王（二五五五）忌部黒麿（二五五六）
- 日置長枝娘子（二五六四）
- 藤原八束（二五七〇・一五七一）
- 大伴利上（二五七三）
- 大伴像見（二五九五）
- 石川広成（二六〇〇・一六〇一）
- 大伴家持（二六〇五）
- 冬太上天皇（二六三七）天皇（二六三八）
- 坂上郎女（二六五一）

右は相聞ほどにおびただしく郎女を登場せしめないが、春、夏、冬の最終に位置する形からいうと偶然とはいえない一致がある。秋は更に長年月に亘るようで八束の重複を見、八束の手の経過を考えねばならない。

この事の為に雑歌よりなる巻六の中央部(天平五年)のB様式を抽いて、種々の内部区分を無視して並べると

- 坂上郎女(九七九) 安倍虫麿(九八〇) 坂上郎女(九八一—九八三) 豊前国娘子(九八四) 湯原王(九八五・九八六) 藤原八束(九八七) 市原王(九八八) 湯原王(九八九) 紀鹿人(九九〇) 同(九九一) 坂上郎女(九九二)  
 坂上郎女(九九三) 大伴家持(九九四) 坂上郎女(九九五)

の如くである。この後には市原王(一〇〇七) 忌部黒麿(一〇〇八)があり、構成員は先の秋雑歌ときわめて近い。するとこの中で目につくのは八束・市原王で、八束は「山上臣憶良沈痾之時歌一首」(九七八)の左注によってこの歌を伝えた事が知られ、例の志貴系たる市原王も歌を伝えた可能性がある。しかしなお坂上郎女の姿はこの中には埋没し去らないのであって、巻六のこの部分を受け取ったのが郎女であるように巻八秋雑歌のAも郎女の許に蒐集されたものに違いない。

こうして題詞様式の区別によって蒐集者の姿が顕在するのは、様式別に別資料だからだと考えるのであるが、同様に家持の影を濃くとどめるものもある。巻八相聞のB様式から「贈——歌」の形をとると

春大伴家持(一四四八) 田村大嬢(一四四九)

笠女郎(贈家持)(一四五二)

藤原広嗣(一四五六) 娘子和歌(一四五七) 厚見王(一四五八) 報贈歌(一四五九) 紀女郎(贈家持)(一四六〇)・

一四六一) 家持和歌(一四六二・一四六三) 大伴家持(一四六四)

夏大神女郎(贈家持) (二五〇五) 田村大嬢(二五〇六) 大伴家持(二五〇七・一五〇九) 大伴家持(二五二〇)  
秋丹生女王(二六一〇)

笠女郎(贈家持) (二六一六) 山口女王(贈家持) (二六一七) 湯原王(二六一八)

田村大嬢(二六二二・一六二三) 坂上大嬢(贈家持) (二六二四) 家持報贈歌(二六二五) 又報贈歌(贈家持) (二六二六)

大伴家持(二六二九・一六三〇) 大伴家持(二六三二) 大伴家持(二六三三) 或者(一六三三・一六三四) 尼・家持(一六三五)

冬田村大嬢(二六六二)

の如くで坂上郎女は姿を見せない。これは雑歌においても等しく、題詠的な題詞のものは

春志貴皇子(二四一八)

坂上郎女(二四三二・二四三三) 大伴三林(二四三四)

大伴村上(二四三六・二四三七)

大伴家持(二四四一)

大伴家持(二四四六)

夏小治田広瀬王(二四六八) 沙彌(二四六九)

坂上郎女(二四七五)

大伴家持(二四七七) 大伴家持(二四七八) 大伴家持(二四七九)

大伴家持 (二四八五) 大伴家持 (二四八六・一四八七) 大伴家持 (二四八八) 大伴家持 (二四八九) 大伴家持 (二四九〇) 大伴家持 (二四九二) 大伴村上 (二四九三) 大伴家持 (二四九四・一四九五) 大伴家持 (二四九六)  
 秋山部王 (二五一六)

山上憶良 (二五一八・一五二九)

山上憶良 (一五三七・一五三八)

湯原王 (二五四四・一五四五) 市原王 (二五四六)

坂上郎女 (一五四八)

湯原王 (二五五〇)

湯原王 (二五五二)

巫部麻蘇娘子 (二五六二) 家持和歌 (二五六三)

大伴家持 (二五六六・一五六九)

大伴家持 (一五七二)

大伴家持 (二五九七・一五九九)

大伴家持 (二六〇二・一六〇三)

冬舍人娘子 (二六三六)

大宰帥大伴卿 (二六四〇) 角広弁 (二六四二) 安倍奥道 (二六四三) 若桜部君足 (二六四三) 三野石守 (二六四四)

巨勢宿奈磨 (二六四五) 小治田東磨 (二六四六) 忌部黒磨 (二六四七) 紀少鹿女郎 (二六四八) 大伴家持 (二六四

九

池田広津娘子（二六五二）

坂上郎女（二六五四）

の如くである。家持の頻出が目立つが、ただ秋、冬においては春、夏ほどではなく、先程の坂上郎女について述べた如き過程が考えられる。秋は湯原・坂上郎女系の資料を手にして家持の継いだものと思われるが、冬は大宰府の人々の詠が多く連ねられ、例の梅花宴の如く公的ではない、私的な雪梅の宴が想像される。これを一括入手して家持に伝えたのは坂上郎女であろう。

ここで最終の所持者を家持と定めたのは他季への顧慮もあるが、殊に秋の巫部麻蘇娘子という坂上郎女圈の作歌に「大伴家持和歌」を添えているからで、この署名は本人のものであろう。この書式の和歌はAでは問題の秋雑歌に二ヶ所（二五五四・一五六五）を見、したがって坂上郎女からこれも家持に渡り、最終を「大伴宿禰家持歌」ととじたと考える。巻八歌は現形の直前には家持の許にあったであろう。

こうして巻八においては坂上郎女・家持の蒐集者としての佛を見る事が出来たが、もう一つ巻三譬喩歌も次の如くである。Aは

A 紀皇女（三九〇） 沙彌滿誓（三九一）

余明軍（三九四）

大伴駿河麿（四〇九）

市原王（四一二）

大伴家持(四一四)

で、満誓以下それぞれ船木・玉・玉・菅根に譬喩したものであり、B中題詠式題詞の

B<sub>1</sub>大伴百代(梅)(三九二) 満誓沙彌(月)(三九三)

藤原八束(梅)(三九八・三九九) 大伴駿河麿(梅)(四〇〇)

坂上郎女(橘)(四一〇)

と類同のものである。これに対し本来の相聞型「贈——歌」は

B<sub>2</sub>笠女郎(贈家持)(三九五—三九七)

大伴家持(四〇三) 娘子(四〇四) 佐伯赤麿(四〇五) 娘子(四〇六) 大伴駿河麿(四〇七) 大伴家持(四〇八)

で、以上三種を組み合せてこの部門は成り立っているが(この他は宴吟歌二首〔四〇一・四一三〕)、先の場合と全く等しく、A・B<sub>1</sub>は坂上郎女、B<sub>2</sub>は家持の資料で、これを組み合せたのは家持であろう。

以上ここでは巻八と巻三譬喩歌を取り上げ、巻四・巻六を参照したが、このように様式別にする事が蒐集のルートや人物を明らかにしてくれるのである。最も典型的なものとして坂上郎女と家持とを取り上げたが、たとえば巻一に挿入された長皇子の題詞の異質さは編纂における皇子の関与を有力に物語っているし、右にも現われた志貴系皇子や八束などもその一人である。こうした人々を示してくれるというのも、この区別によって資料別が明らかにされるからだと考えるのである。

四、結

以上六つの項目に分つて、題詞様式の別によつて區別した歌群が、万葉集に先立つ資料の別を表わすのではないかと述べていた。したがつて現万葉集はこれら資料を年代順や類題順に組み合わせることによつて編纂されたのではないかと考へるのである。

もつとも現万葉集の編纂といつても作者未詳の六巻はこの手がかりがないし、編纂性の少ない八巻はこの分析を必要としないのが原則である。したがつてここでいう現万葉集の編纂とは典型的な六巻についてのみい得る事となるが、これをもつて万葉集の一部にのみ通ずる原理であるとはいえないのである。六巻の編纂が同時に万葉集の——少なくとも作者未詳巻を除いた十四巻の——編纂の、最も行き届いたものであろう事には、誰も異論がないだらうからである。

しかし私自身、巻五、九、十五、十七以下が全く資料的であるとは考へていない。それなりの構成もしくは編纂にすら及ぼうとするような作業は、多少とも加わつてゐると考へてゐる。にもかかわらずこの問題に拘わる事は本稿において正しくあるまい。これら各巻の考察はすべて別稿に委ねて、今は基本的編纂原理のみを説く。

また、こうして編纂を論じながら、六巻相互の問題にはいささかも触れずに来た。これは編纂論として明らかに片手落ちであるが、ここでは原理のみを論じたいと考へ、全巻の考察の後に各巻相互の關係を論じたいと考へたからである。

また一般原理を説くことに急であつた為、この原理の上に他の要素が加わつて入り組んだ部分を取り上げる事が少なかったのは、この論の当る部分を狭小に見せかける結果となつたかもしれない。これはやむをえない事であつて、この欠は各巻を論ずる機に補われるべきだと考えている。ただここでは、その入り組んだ部分はこの原理の上に入り組んでいるのであつて、この原理と抵触をするように入り組んでいるのではないという考えだけを述べておきたい。

(付記) 本稿は昭和三十七年九月、古代文学会大会において「万葉集の編纂——その基礎的類型」と題して口頭発表したもので、この考え方の応用は拙著『万葉集の比較文学的研究』(昭和三十八年一月)において用い、卷一については「原万葉——卷一の追補」(昭和三十八年七月万葉集研究連合大会に口頭発表、昭和三十九年六月「美夫君志」七号掲載)を発表している。本稿の活字発表を怠つたため順序を倒錯しているので一言付記する。昭和三十九年九月。

(再付記) 本稿は右の体裁で、昭和三十九年九月に、さる論文集出版の企画に依つて成稿、提出したものであつたが、論文集は未刊のまま今日に到つた。今、ふたたび手元に戻してみると、未熟な点も多く、この十年間の学界的進歩も大きい。ことに編纂論は、本稿冒頭に記したごときが当時の情勢であつたが、わたし自身、この方法による各巻の形成を多く論じ、同種の内容分析による構造論も多く登場して来た。したがつて、当時のわたしの手さぐりのような不安は、すでに無用のことともなつていようし、それなりに今日の情勢にそぐわないともいえよう。しかし本稿はわたしの形成論の基礎にもなる論で、既発表の諸論との関連も深く、あえてここに発表することとした。新たな手入れは一切していない。十年前の時点で読んで頂きたい。昭和四十七年三月。